

令和4年4月1日

**【お知らせ】** 工事における建設資材等の不足および調達遅延による  
工期延期の対応について

NEXCO 中日本では、世界的な半導体不足や鋼材類等の価格高騰による、建設資材等の不足および調達遅延が生じている現状を踏まえて、調達遅延などの影響により受注者から工期の延長を請求された場合は、受注者の責によらない事由として取り扱い、契約書第22条の規定に基づいて、工期の延長について協議を行うこととしますので、お知らせいたします。

**【参考】** 工事請負契約書 第22条（抜粋）

（受注者の請求による工期の延長）

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

以 上